

論 点 等 整 理 シ ー ト

事業番号：0055

部 局 名	法務省人権擁護局		
政 策 ・ 施 策 名	人権の擁護		
事 業 名	人権擁護委員活動の実施		
予 算 額	令和3年度	令和4年度	
	1,523 百万円	1,529 百万円	
【選定の視点、理由等】			
近年、我が国においては、いじめ、児童虐待等の子どもに関する人権問題や、インターネット上の誹謗中傷等の問題が、大きな社会問題となっている。一方では、コロナ禍により、接触型・対面型による人権擁護委員の人権啓発活動や、人権啓発活動を通じた人権相談窓口及び人権擁護委員制度の周知・広報が困難となっている。 そこで、アフターコロナをも見据えて、人権擁護委員が実施する人権啓発活動、人権相談や人権擁護委員制度の周知・広報の在り方等について検討する必要がある。			
【論点等】			
① 人権擁護活動のICT化を進め、人権擁護委員による啓発活動や人権相談について、接触型・対面型でない方法を積極的に取り入れることが考えられるが、どのようなことに留意が必要か。 ② 人権擁護委員制度の認知度向上のため、従来実施してきた方法とは別に、より効果的な周知・広報のための方策はあるか。 ③ 各種の人権擁護活動を引き続き適切に実施していくためには、人権擁護委員の研修について、どのような内容・方法によることが効果的か。			